

2024/8/14 14:00

第三管区海上保安本部 発表

台風第7号の接近に伴い、8月16日02:00（日本時間）をもって、京浜港横浜・川崎区に第二警戒体制（避難体制及び走錨対策強化）、入港制限及び錨泊自粛を勧告します。

第二警戒体制（避難体制及び走錨対策強化）

- 1 船舶は荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとること。
- 2 避難対象船舶（注1）は、原則として防波堤外に避難すること（但し防波堤外に避難することが適当でないと判断される船舶は、係留強化を行う等、十分な安全対策をとること）。
- 3 避難対象船舶以外の船舶は河川・運河その他の安全な場所へ避難すること。
- 4 木材・作業用資器材の流出防止措置を完了し、厳重な警戒体制をとること。
- 5 特に走錨対策強化海域（注2）錨泊船は、走錨による事故が多く発生している海域であることを踏まえ、走錨海難防止対策を徹底し、走錨の早期検知及び早期解消に努めるとともに、要すれば機関及びスラストを機動し、当該バース等への衝突を防止すること。

入港制限

総トン数1,000トン以上の船舶は入港しないこと。

錨泊自粛

- 1 高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあつては、走錨対策強化海域（注2）内に錨泊しないこと。
- 2 走錨対策強化海域（注2）内に錨泊中の高乾舷船（カーフェリー、コンテナ船、自動車運搬船等）及び積荷積載率10パーセント以下の船舶にあつては、直ちに同海域を出域すること。

令和6年8月14日14:00

京浜港長

（参照：三管区地域航行警報第293号、第294号 8月14日18:00発表）

●対象海域

京浜港、横浜区・川崎区

●詳細情報

https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/dtl/emr/0300_20240814175057912_JA_102_EME.html

●登録内容の変更・解除

【スマートフォン・PCはこちら】

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/broadband.html>

【フィーチャーフォンはこちら】

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

提供：海上保安庁

※このメールへの返信は受付できません